

意見公募手続を実施しないで規則等を定めた案件一覧

静岡市行政手続条例第37条第4項各号のいずれかに該当することを理由として、意見公募手続を実施しないで規則等を定めたものです。

【令和7年度】

No.	規則等の題名	担当課	適用除外規定	理由	公布日等
1	静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則	障害者支援推進課	第37条第4項第2号 第37条第4条第3号	この規則は、静岡市中心身障害者扶養共済制度の掛金の納付又は年金の給付に係る規定を改正するものであって、納付すべき金銭について定める条例の施行に関し必要な事項を定める規則等又は予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる事項を定める規則等に該当するため	令和7年4月1日